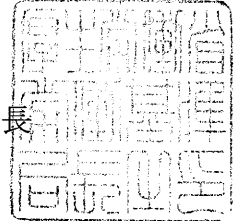




基 発 0226 第 2 号  
平成 30 年 2 月 26 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部改正について

クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 33 号）については、平成 30 年 2 月 26 日に告示され、同年 3 月 1 日から適用されることとなりました。

今回の改正は、移動式クレーンに係る規格について、ISO（国際標準化機構）の規格との整合性を図るとともに、つり上げ荷重が 3 トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を義務付ける等により移動式クレーンの安全確保等を一層推進しようとするものです。

今回の改正に伴い、都道府県労働局長あてに別添のとおり通達しているので、御了知ください。